

Ⅲ 各発生段階における対策

【未発生期】
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、国や市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体で認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の作成・見直し

- ① 県、市町村、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ② 県は、特措法の規定に基づく市町村の行動計画及び指定（地方）公共機関の業務計画の策定等に対して、必要に応じて助言を行う。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化

- ① 県、国、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ② 県は、自衛隊、警察、消防機関等と連携を進める。（知事公室、警察本部）

(1)-3 県内の連携

県は新型インフルエンザ等の発生を想定した医療機関等との共同訓練を実施する。（知事公室、医療政策部）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（医療政策部）

(2)-2 通常のサーベイランス

- ① 県は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、基幹定点医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。（医療政策部）
- ② 県は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。（医療政策部）
- ③ 県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）
- ④ 県は、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。（医療政策部、農林部）

(2)-3 調査研究

- ① 県は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国との連携等の体制整備を図る。（医療政策部）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（知事公室、医療政策部）
- ② 県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（医療政策部、関係部局）

(3)-2 体制整備等

県は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNS を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報担当官を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ④ 地域における対策の現場となる地方公共団体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため、県の相談窓口等を設置する準備を進めるとともに、市町村に対し、相談窓口を設置する準備を進めるよう要請する。（知事公室、医療政策部）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 県、市町村、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や感染対策について知識の普及、理解促進を図る。
 - a 基本的な感染予防対策例
 - ・ マスク着用
 - ・ 手洗い
 - ・ うがい
 - ・ 咳エチケット
 - ・ 人混みを避ける 等
 - b 自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例
 - ・ 保健所に連絡する。

Ⅲ 各発生段階における対策【未発生期】

- ・ 感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・ マスクの着用等咳エチケットを行う 等

(地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局、関係部局)

- ② 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(知事公室、医療政策部、関係部局)

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

県は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(知事公室、医療政策部、関係部局)

(4)-1-3 衛生資器材等の供給体制の整備

県は、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みの確立に努める。(医療政策部)

(4)-1-4 水際対策

- ① 県は、水際対策関係者のために、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。(知事公室、医療政策部)
- ② 県は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関との連携を強化する。(医療政策部)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 ワクチンの供給体制

- ① 県は、管内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(医療政策部)

(4)-2-2 登録事業者の登録

- ① 県及び市町村は、国の示す登録事業者の登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。(知事公室、医療政策部、関係部局)
- ② 県及び市町村は、国が、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(知事公室、医療政策部、関係部局)

(4)-2-3 接種体制の構築

(4)-2-3-1 特定接種

- ① 県は、特定接種の対象となり得る県職員等に対し、集団的接種を原則として、速やか

に特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（総務部、医療政策部、関係部局）

- ② 県は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る市町村職員、登録事業者等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を要請する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(4)-2-3-2 住民接種

- ① 県は、市町村が、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ることに対し、必要に応じて協力する。（医療政策部）
- ② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、県は、技術的な支援を行う。（医療政策部）
- ③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（医療政策部）

(4)-2-6 情報提供

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。（医療政策部）

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

- ① 県は、奈良市と連携し、原則として、保健所圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（知事公室、医療政策部）
- ② 県は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。（知事公室、医療政策部）
- ③ 県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。（知事公室、医療政策部）

(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

県は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。（医療政策部）
- ② 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。（医療政策部）
- ③ 奈良市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。（医療政策部）
- ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時的医療施設等で医療を提供することについて検討する。（医療政策部）
- ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（医療政策部）
- ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（健康福祉部、医療政策部）
- ⑦ 国が検討を進める県内感染期における救急機能を維持するための方策について、消防本部に周知する。（知事公室）

(5)-3 手引き等の策定、研修等

- ① 県は、国が示す新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。（知事公室、医療政策部）
- ② 県は、国と連携しながら、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。（知事公室、医療政策部）

(5)-4 医療資器材の整備

県は、国と協力し、必要となる医療資器材（个人防护具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。また、国からの要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努める。（医療政策部）

(5)-5 検査体制の整備

- ① 県は、国の要請に基づき、奈良県保健研究センター等における新型インフルエンザ等

に対するPCR 検査等を実施する体制を整備する。（医療政策部）

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ① 県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、新たな抗インフルエンザウイルス薬の備蓄割合を検討するとともに、計画的かつ安定的な備蓄を進める。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。（医療政策部）

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 業務計画等の策定

県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。（知事公室、医療政策部）

(6)-2 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。（知事公室、医療政策部、産業・雇用振興部）

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村が国の要請に基づいて行う、高齢者、障害者等の要援護者の把握及び県内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に関する具体的手続きを決定するに当たり、必要な支援を行う。（健康福祉部、医療政策部、関係部局）

(6)-4 火葬能力等の把握

県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に必要な支援を行う。（くらし創造部）

(6)-5 物資及び資材の備蓄等

- ① 県は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄

Ⅲ 各発生段階における対策【未発生期】

等し、または施設及び設備を整備等する。また、国の指示に基づき、市町村及び指定（地方）公共機関が行う備蓄および設備等の整備に対し必要な支援を行う。（知事公室、医療政策部）

- ② 県は、個人・家庭に対する食料等備蓄の呼びかけを行う。（知事公室、医療政策部）